

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

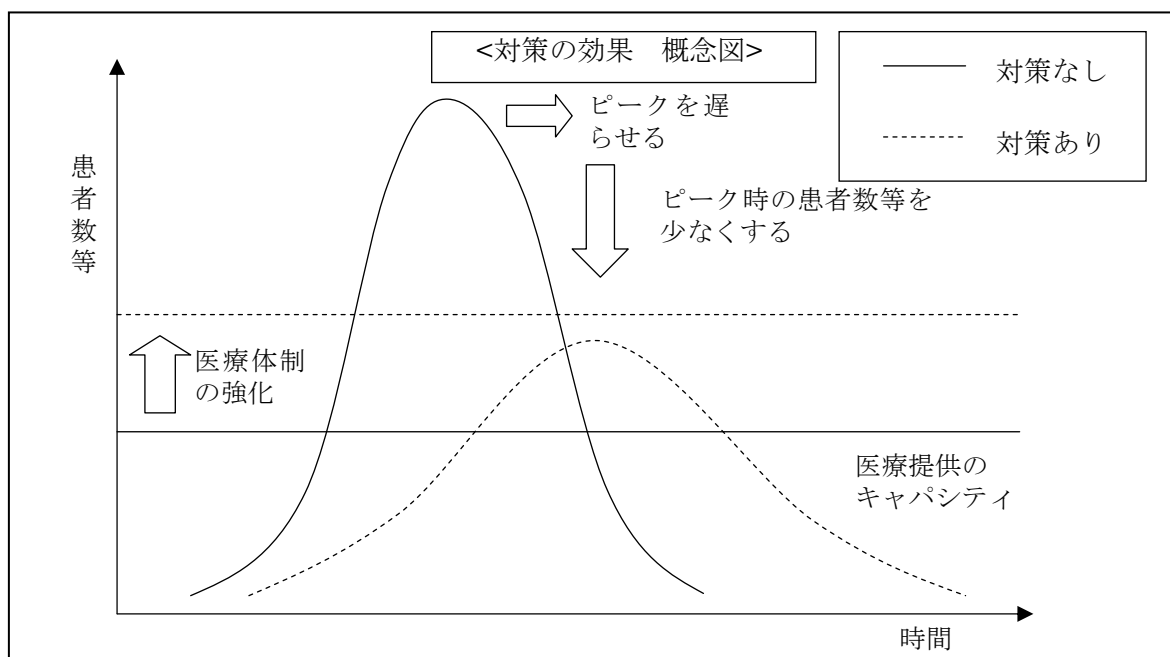
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の許容範囲を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。(概念図参照)
- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の許容範囲を超えないようにすることにより、患者に必要なかつ適切な医療を提供する。
 - 必要かつ適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- 地域での感染予防対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。そのため、市行動計画は、一つの対策に偏重することなく、国及び県の対策を踏まえつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点について一連の流れをもった対策を確立する。

また、本市は都心へ通勤する市民が多いため、都心で新型インフルエンザ等が発生した際は、それほど時間をおかずに本市での流行も避けられないと考えられる。このため、国内外で発生した際には市行動計画で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定していく。

- (1) 発生前の段階では、本市における実施体制の構築や市民への新型インフルエンザ等に関する情報発信をするなど、発生に備えた事前の準備を行う。
- (2) 海外において新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに対策実施のための体制に切り替える。
- (3) 国内外の発生当初の段階では、病原性、感染力等に関する情報が限られていることから、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小や中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (4) 国内で感染が拡大した段階では、県、関係機関等と連携して、市民生活、市民経済の維持のために最大限の努力を行うが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、社会の状況を把握し、その状況に応じて臨機応変に対処していく。
- (5) 市民に対して、日頃からの手洗い等基本的な感染予防対策について啓発し、発生時には、個人や家庭、地域で適切に対応できるよう継続的に情報を発信していく。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対応は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用

制限等の要請，各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等，医療対応以外の感染予防対策と，ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に，医療対応以外の感染予防対策については，社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり，全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん，感染拡大を防止する観点から，継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により，一定期間，事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また，新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには，国，県，市，指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり，事業者や市民一人ひとりが，感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は，日頃からの手洗い等，季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に，治療薬やワクチンが無い可能性の高い新感染症が発生した場合，公衆衛生対策がより重要である。

市行動計画は，市としての対策の基本的な方針等及び認識を示すものであり，対策マニュアル等を基に具体的な対策を講じていくものとする。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

（１）基本的人権の尊重

市は，新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては，基本的人権を尊重することとする。

県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等²，不要不急の外出の自粛等の要請，学校，興行場等の使用等制限等の要請等³，臨時の医療施設の開設のための土地等⁴の使用，緊急物資の運送等⁵，特定物資の売渡しの要請等⁶についての周知に当たっては，国民の権利と自由に制限を加える場合は，その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする⁷。具体的には，新型インフルエンザ等対

² 特措法第 31 条

³ 特措法第 45 条

⁴ 特措法第 49 条

⁵ 特措法第 54 条

⁶ 特措法第 55 条

⁷ 特措法第 5 条

策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効である場合等により、新型インフルエンザ等への緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではない。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部^８は、政府対策本部、県対策本部^９と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、必要に応じて、県対策本部長に対して新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（４）記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存及び公表する。

４ 新型インフルエンザ等発生時の被害想定と影響について

（１）被害想定について

新型インフルエンザの流行規模は、出現したウイルスの病原性や感染力の強さ、人の免疫の状態、社会環境等により異なることから、現時点でその流行規模を予測することは不可能である。市行動計画の策定に際しては、政府行動計画及び県行動計画で用いられているデータを参考とし、守谷市の人口比で算出した推計値を一つの例として想定している。

政府行動計画では、米国疾病予防管理センター（米国CDC）の推計モデルにより試算した推計値を基に流行規模の想定を行っており、全人口の25%が罹患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計している。

^８ 特措法第34条

^９ 特措法第23条

● 新型インフルエンザ等発生時の想定

想定条件

り患率 25%

致命率 中等度 アジアインフルエンザの致命率0.53%で算出

重度 スペインインフルエンザの致命率2%で算出

		国	茨城県	守谷市
人口		約1億2700万人	約300万人	63,856人 ¹⁰
り患者数（25%）		約3,175万人	約75万人	約16,000人
外来患者数		約1,300万人～ 2,500万人	約31万人～ 58万人	約6,600人～ 12,300人
入院患者数	中等度	53万人	13,000人	280人
	重度	200万人	48,000人	1,020人
死亡者数	中等度	17万人	4,000人	85人
	重度	64万人	15,000人	320人
1日当たり最大入院患者数(流行発生から5週目)	中等度	約10万1千人	約2,300人	約50人
	重度	約39万9千人	約9,200人	約200人

これらの推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の日本の医療体制、衛生状況等については考慮されていない。被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分と言えないことから、国は必要に応じて見直しを行うこととしており、市においても国・県の状況等を踏まえ適宜見直しを行う。

未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、合わせて特措法の対象とされたところである。

そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、これまでの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

¹⁰ 平成 26 年 4 月 1 日現在人口

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

①市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は、1週間から10日間程度り患し、欠勤する。企業では従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

②不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が縮小する可能性がある。

また、学校や保育施設等の臨時休業、外出の自粛要請等社会活動の縮小、食料品や生活必需品や生活関連物資等が不足するなどさまざまな影響が出ることが予想される。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割について以下に示す。

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹¹。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める¹²とともに、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国その他諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹³。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴

¹¹ 特措法第3条第1項

¹² 特措法第3条第2項

¹³ 特措法第3条第3項

きつつ、対策を進める。
(2) 県 の役割 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁴。 県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。対策の実施に当たっては、国や近隣都県、市町村、医療機関、医師会等関係機関と緊密な連携を図る。また、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。
(3) 市の役割 市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁵。 市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、発生時の要支援者への支援に關し対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町村、医療機関、取手市医師会、保育施設や社会福祉施設等関係機関と緊密な連携を図る。
(4) 医療機関の役割 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染予防対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。 医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

¹⁴ 特措法第3条第4項

¹⁵ 特措法第3条第4項

(5) 指定（地方）公共機関の役割
指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき ¹⁶ 、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
(6) 登録事業者¹⁷
特措法第28条に規定する特別接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する。その観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める¹⁸。
(7) 一般の事業者
一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染予防対策を行うことが求められる。 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、まん延防止のための措置の徹底が求められる¹⁹。
(8) 市民
新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、手洗い、咳エチケット、マスク着用²⁰等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。 新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や国、県、市等が実施している対策等についての情報を得て感染拡大を抑えるための個人でできる対策を実施するよう努める。²¹

¹⁶ 特措法第3条第5項

¹⁷ 登録事業者とは、「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定を寄与する業務を行う事業者」で、医療、介護・福祉、公共交通、金融、電気等の指定型、社会インフラ系、その他保険、販売、流通、食料品等製造・販売等の事業者をさし厚生労働大臣の登録を受けているものをさす。

¹⁸ 特措法第4条第3項

¹⁹ 特措法第4条第1項及び第2項

²⁰ マスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠はまだ確立していない。

²¹ 特措法第4条第1項

6 行動計画の主要6項目

市行動計画では、新型インフルエンザ等対策について、発生段階ごとに以下の6項目に分けて対策を設定している。

項目1 実施体制

項目2 情報収集・提供・共有

項目3 予防・まん延防止²²

項目4 予防接種

項目5 医療

項目6 市民生活及び市民経済の安定の確保

項目1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。

このため本市は、国、県、関係機関等と一体となり対策を進めていく。発生前においては、必要に応じて「新型インフルエンザ等健康危機管理委員会」を開催し、発生に備えた準備及び発生後の対策等円滑な実施を図れるように体制を構築する。

市行動計画の見直しを含め各発生段階でも必要に応じて、専門家の助言を得ることとする。また、取手市医師会及び市内医療機関と連携を強化し、具体的な運用について検討を進めることとする。

政府による緊急事態宣言が発令されたときは、特措法第34条に基づく「守谷市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、政府の基本的対処方針に基づき、関係機関との連携を確保し、全庁一丸となった取組みを推進する。

また、緊急事態宣言の発令前でも、国内発生段階から市対策本部を任意で設置し、関係部署との意見調整や情報共有を図り、必要な対策を講じ、市対策本部は新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務を司る。

²² まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染拡大を防ぎ止めることは不可能であることから、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくすることである。

※新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）について

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められるとき、特措法第 32 条に基づき、政府対策本部長が区域と期間を定めて緊急事態宣言を行う。

緊急事態宣言が発せられたときには、新型インフルエンザ等のまん延防止のため、区域内の都道府県知事は住民に外出自粛要請や施設の使用制限要請（特措法第 45 条）、特定物資の売渡しの要請・収用（特措法第 55 条）等の緊急事態措置を実施できる。

《市の体制》

●守谷市新型インフルエンザ等健康危機管理委員会
設置基準

- ① 新型インフルエンザ等対策推進のため、市長と協議し「守谷市新型インフルエンザ等健康危機管理委員会」を設置する。

構成員		主な役割
委員長	保健福祉部長	・市内発生に備えた総合的な対策の立案に関すること。 ・発生状況の収集分析に関すること。 ・関係機関等との連絡調整に関すること。 ・感染予防対策に関すること。 ・必要に応じて専門家の助言を得ること。 ・市長に対する対策本部の設置の要請に関すること。 ・その他必要とすること。
副委員長	保健福祉部次長	
構成員	社会福祉課長	
	児童福祉課長	
	保健センター所長	
事務局	介護福祉課長	
	学校教育課長	
	保健センター	

●守谷市新型インフルエンザ等対策本部

設置基準

- ① 緊急事態宣言の発令前でも国内で新型インフルエンザ等が発生し、人から人への感染が広がっている場合、任意で「守谷市新型インフルエンザ等対策本部」を設置できる。
- ② 政府の緊急事態宣言が発令された場合、特措法第34条及び守谷市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき「守谷市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。
- ③ 政府の緊急事態宣言が解除された時、「守谷市新型インフルエンザ等対策本部」を廃止する。

構成員		主な役割
本部長	市長	・ 新型インフルエンザ等対策行動実施に関すること。 ・ 発生状況の収集分析に関すること。 ・ 情報の収集、周知に関すること。 ・ 感染予防対策に関すること。 ・ 市民の生活及び地域経済の安定に関すること。 ・ 対策を実施する体制に関すること。（職員の配置に関すること） ・ 県対策本部及び近隣市町村との連携に関すること。 ・ 必要に応じて専門家の助言を得ること。 ・ その他新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項の決定に関すること。
副本部長	副市長，教育長	
本部員	総務部長 生活経済部長 保健福祉部長 都市整備部長 会計管理者 教育部長 上下水道事務所長 常総地方広域市町村圏事務組合消防長	
事務局	保健センター	

※別途制定する要綱に基づき，必要に応じ関係機関の代表者を対策本部会議に出席させ，意見を求める。

新型インフルエンザ等対策に係る各部局の主な役割

部局等	主な役割
各部局 【共通】	○新型インフルエンザ等対策本部で決定した施策の実行に関すること。

各部局 【共通】	○市の業務継続に関すること。 ○所管施設の感染予防策，休業，関係するイベントの自粛に関すること。 ○関係機関との連絡，協議に関すること。 ○関係団体・機関に対して発生国への渡航を避けるよう要請すること。 ○職員の感染予防に関すること。
総務部	○人員配置の協力に関すること。 ○市民への情報提供に関すること。
生活経済部	○廃棄物の管理及び適正処理に関すること。 ○自治会等団体への情報提供及び協力に関すること。 ○生活関連物資等の受給や価格の安定に関すること。²³ ○埋火葬に関すること。
保健福祉部	○感染予防・拡大防止に関すること。 ○保育所（園）・幼稚園での患者発生状況，感染規模の把握に関すること。 ○予防接種（特定接種・住民接種）に関すること。 ○市民，団体等からの相談に関すること。 ○高齢者，障がい者等要支援者への生活支援及び情報提供に関すること。 ○社会福祉施設等における感染予防に関すること。
農業委員会	○各部への協力に関すること。
都市整備部	○各部への協力に関すること。
上下水道事務所	○消毒その他衛生上の措置等，緊急事態において飲料水の安定的な供給確保に関すること。²⁴

²³ 特措法第 52 条

²⁴ 特措法第 59 条

会計課	○各部への協力に関すること。
議会事務局	○各部への協力に関すること。
教育委員会	○感染予防・拡大防止に関すること。 ○学校での患者発生状況，感染規模の把握に関すること。

項目2 情報収集・提供・共有

●情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況について、国や県を通じて必要な情報を収集する。国内で発生した場合は、感染が拡大しやすい集団生活の場である小・中学校，保育所(園)，幼稚園，社会福祉施設等の状況についても担当課を通じて早期に発生状況の把握に努める。

●情報提供・共有

危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人がそれぞれの役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、双方向性のコミュニケーションが必要である。

市は、広報紙，ホームページ，メールもりや，ツイッター，フェイスブック等の広報媒体を用いて、外国人や視聴覚障がい者等，情報が届きにくい人にも配慮し，発生段階に応じた情報を理解しやすい内容で，できる限り迅速に情報提供に努める。

① 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機管理に対応する情報提供だけでなく，予防及びまん延の防止に関する情報やさまざまな調査研究の結果等を市民のほか，医療機関，関係機関等に情報提供し，発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関して周知と理解を図る。特に，小・中学校，保育所(園)，幼稚園は，地域における感染拡大の起点となりやすいことから，学校教育課や児童福祉課と連携して，園児や児童生徒，保護者に対して，感染症や公衆衛生について丁寧な情報提供していく。

② 発生時における市民等への情報提供及び共有

発生段階に応じて，国内外の発生状況，対策の実施状況等について，迅速に分かりやすい情報提供を行う。

情報提供に当たっては，個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり，誤った情報が出た場合は，風評被害を考慮し，正

確な情報を発信することで、適切な情報共有を図る。

また、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があり、感染したことについて、患者やその家族には原則として責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

③ 情報提供体制

情報提供に当たっては、情報の一元化を基本とした情報提供体制を構築し、市対策本部が決定した情報を担当課が適時適切に提供する。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合は、市民の相談に対応するため、「相談窓口（コールセンター）」を設置し、生活相談等に対応できるよう体制を整える。

項目 3 予防・まん延防止

● 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめることで、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や、地域対策、職場対策、予防接種等の複数の対策を組み合わせる行うまん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

● 主なまん延防止対策について

個人における対策については、手洗い、咳エチケット、マスク着用、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言下においては、必要に応じ、県の不要不急の外出自粛要請とまん延防止対策に必要な協力を行う。

地域対策については、国内における発生初期の段階から、個人における対策のほか、地域、職場におけるまん延防止対策を強化して実施する。また、緊急事態宣言下においては、必要に応じ、県の要請に基づいて公共施設の使用制限又は停止、催物の開催制限又は停止、入場者の制限並びに施設の清掃・消毒や手指の消毒設備の設置等を行う。

項目 4 予防接種

予防接種は、特定接種と住民接種に大別される。実施に当たっては、医療関係者に対して協力の要請等を行う。

●特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象者は、政府対策本部長が指定した期間において、以下の者である。

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

なお、特定接種の対象となる登録事業者、国家公務員及び地方公務員並びにその接種順位については、国が基本的な考え方を提示しているが、実施に当たっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を政府対策本部において総合的に判断し、決定することとなっている。

登録事業者の登録の基となる業務に直接従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となり、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員は、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村が実施主体となる。このため、市が接種の実施主体となる対象者について接種が円滑に行えるよう接種体制を整備する。

●住民接種²⁵

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）により行う。一方、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）により行う。住民接種の実施主体は市である。

①接種対象者

以下の4群に分類することを基本とし、接種順位についてはこの分類に基づき政府対策本部が決定する。

²⁵ 特定接種が終わらなければ、住民接種（特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種をいう）が開始できないというものではない。

(ア) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患，心臓血管系疾患を有する者等
発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・発生時に基準が示される基礎疾患を有する者²⁶
- ・妊婦

(イ) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

(ウ) 成人・若年者

(エ) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

②住民接種の接種体制

集団的接種を原則として実施するため，接種が円滑に行われるよう発生前から取手市医師会の協力を得て実施する体制整備や接種会場の調整や確保を行う。

項目 5 医療

●医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合，全国のかつ急速にまん延し，市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあることから，医療の提供は，健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で，不可欠な要素である。

また，健康被害を最小限にとどめることは，社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。市は，国・県及び医療機関等と連携し，関係機関の協力を得ながら，患者や医療機関から要請があった場合，在宅療養患者への支援を行っていく。

項目 6 市民生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は，多くの国民が罹患し，流行が約8週間程度続くと予想されている。また，本人の罹患や家族の罹患等により，職場で多くの欠勤者が出ることが想定され，国民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招く恐れがある。

このため，新型インフルエンザ等発生時に，市民生活や市民経済への影響を最小限とできるよう国，県，市，医療機関，事業者等は特措法に基づき事前に準備を行うことが重要である。

また，市は発生前から要支援者の把握を行い，発生した際の見守りや生活支援等の支援体制を整えておく。

²⁶ 基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成 21 年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種対象とする基礎疾患の基準の手引」を参考に，発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ，発生時に基準を示す。

7 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じて取る対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。発生時における各発生段階への移行時期については、必要に応じて県が国と協議の上、柔軟に判断する。

市行動計画の発生段階の分類は、県行動計画と同じく6段階とし、行動計画等で定められた対策を各段階に応じて実施することとする。なお、発生段階によってはその期間が極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、更には、緊急事態宣言が発出された場合には、対策の内容が変化する。

発生段階による新型インフルエンザ等の状態

	国	県	市	状態
発生段階	未発生期	未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態
	海外発生期	海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生期	県内未発生期		国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では患者が発生していない状態
		県内発生早期		県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	国内感染期	県内感染期		感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む（県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
	小康期	小康期		県内で新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態